

平成 13 年 9 月 12 日

各 位

上場会社名 株式会社 ツ ム ラ  
コード番号 4 5 4 0  
本社所在地 東京都千代田区二番町 12 番地 7  
問合せ先 責任者役職名 広報部長  
氏 名 太宰 俊造  
TEL ( 03 ) 3221 0158

### 「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」

東京高等裁判所にて係属しておりました当社と安田信託銀行株式会社との損害賠償請求控訴審について、平成 13 年 9 月 12 日付けで和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1 . 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 8 年 10 月、安田信託銀行株式会社より主債務者であるツムラ商事株式会社の借入金残金 18 億円につき、当社に対して債務不履行（担保差入約束の不履行）にもとづく賠償請求を（予備的請求として当社元役員津村昭等による不法行為にもとづく損害賠償請求）してきたものであります。平成 12 年 11 月、東京地方裁判所は当社に対して金 18 億円及びこれに対する遅延損害金を支払えとの判決を言渡しました。これに対し、当社は判決内容を不服として控訴しておりました。

#### 2 . 和解の内容

東京高等裁判所の和解勧告に基づき社内で十分検討を重ねた結果、和解金額 14 億 5,000 万円で応ずることといたしました。

#### 3 . 業績に与える影響

今回の和解による影響を含め、平成 13 年 9 月期の業績予想の修正については、中間決算の見通しが明らかになった時点で速やかに公表します。

以 上